

1 改正の目的

- 建築物バリアフリー条例における宿泊施設の規定見直しによる条例改正案（R5一定に上程）に伴い、福祉のまちづくり条例施行規則においても同様の改正を行う。
- 併せて、国の移動等円滑化基準（BF法省令）やガイドラインの改正との整合を図るための改正を行う。

2 主な変更点

(1) 建築物の整備基準の改正

電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすい一般客室の整備を促進するために規定を見直し

- 「宿泊施設の一般客室」
 - ⇒ 15㎡以上の客室で浴室等の出入口幅を拡大
 - ⇒ 全ての客室で浴室等前の通路幅を追加

		現行	見直し案
①	客室の出入口幅		80cm以上（変更なし）
②	浴室等の出入口幅	70cm以上	70cm以上（客室面積15㎡未満） 75cm以上（客室面積15㎡以上）
③	客室内の段差		段差を設けない（変更なし）
④	浴室等前の通路幅	規定なし	80cm以上（客室面積15㎡未満） 100cm以上（客室面積15㎡以上）

(2) 道路の整備基準の改正

都内全ての道路においてBF化を推進するため、BF法省令やガイドラインの整備基準等との整合を図る

- 「歩道」 ⇒ 縁石の高さや横断勾配、縦断勾配の基準を明記
- 「視覚障害者誘導用ブロック」 ⇒ 周辺の舗装の色彩との輝度比が確保できる措置を講ずることを明記

(3) 公共交通施設の整備基準の改正

BF法省令において追加された事項を整備基準に反映

- 「休憩設備（ベンチ等）」 ⇒ 優先席を設ける場合に標識を設けることを追加

3 今後のスケジュール

- 令和5年3月公布予定 同年10月施行予定 ※ 事業者等への周知期間を設ける
- 規則改正の内容等を反映したマニュアル改訂を行い、施行までにマニュアル（冊子）を発行